

# 定 款

株式会社 ニックス

# 定 款

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (商号)

当社は株式会社ニックスと称する。  
英文では NIX, INC. とする。

### 第 2 条 (目的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気機器及び一般機器の製造並びに販売
2. 機器の据付工事
3. プラスチック製品の製造加工並びに販売及び輸出入業務
4. 医薬部外品の製造及び販売
5. 上記各号に附帯する一切の業務

### 第 3 条 (本店の所在地)

当社は本店を横浜市に置く。

### 第 4 条 (公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株式

### 第 5 条 (発行する株式の総数)

当社の発行可能株式総数は、6,400,000 株とする。

### 第 6 条 (単元株数)

当社の 1 単元の株式数は 100 株とする。

### 第 7 条 (株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては扱わない。

#### 第8条（株式取扱規則）

株主名簿、新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式、新株予約権に関する取扱及び手数料並びに株主の権利行使の手続きは、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 第9条（基準日）

1. 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第10条（招集の時期）

定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

#### 第11条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が株主総会を招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては代表取締役が議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### 第12条（電子提供措置等）

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### 第 13 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

#### 第 14 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 15 条（議事録）

1. 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名する。
2. 株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

### 第 4 章 取締役及び取締役会

#### 第 16 条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

#### 第 17 条（取締役の員数）

当会社の取締役は 10 名以内とする。

#### 第 18 条（取締役の選任及び解任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
4. 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

#### 第 19 条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### 第 20 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

#### 第 21 条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

#### 第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第 23 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第 24 条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第 25 条（取締役会の議事録）

1. 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名する。
2. 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

#### 第 26 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 27 条（取締役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、賠償責任について賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除する契約を締結することができる。

### 第 5 章 監査役および監査役会

#### 第 28 条（監査役及び監査役会の設置）

当社は、監査役及び監査役会を置く。

#### 第 29 条（監査役の員数）

当社の監査役は 5 名以内とする。

#### 第 30 条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第 31 条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第 32 条（常勤監査役の選定）

監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。

#### 第 33 条（規程）

監査役会に関する規程は、別に監査役会の決議をもってこれを定める。

#### 第 34 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

#### 第 35 条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、賠償責任について賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除する契約を締結することができる。

### 第 6 章 会計監査人

#### 第 36 条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

#### 第 37 条（会計監査人の選任）

当社の会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。

#### 第 38 条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされていない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

#### 第 39 条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### 第 7 章 計算

#### 第 40 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

#### 第 41 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 42 条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 43 条（期末配当金等の除斥期間）

1. 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

（附則）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

1. 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 12 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
2. 本附則は、前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日後にこれを削除する。

以上